

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和8年4月17日

佐世保市長

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名**
佐世保市LINE公式アカウント機能拡張システムリプレイス業務
- 2 契約期間**
契約締結日 ～ 令和8年9月30日
- 3 業務概要**
「佐世保市LINE公式アカウント機能拡張システムリプレイス業務仕様書」のとおり
- 4 再委託の可否**
否
- 5 参考価格**
本プロポーザルにおける参考価格(契約額の目安となる額)は下記のとおり。参考価格が下記の額を超過した場合は失格とします。
¥8,811,000 円
また、内訳は下記のとおり。下記条件に該当しない場合も失格とするため、留意してください。
①構築業務【本プロポーザル調達範囲】:¥561,000円
②運用・保守業務【本プロポーザル調達範囲外(参考)】:¥8,250,000円

6 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①のすべてを満たし、かつ、参加要件②のいずれか及び参加要件③に該当することとします。

(1) 参加要件①

i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者

ii 納税状況

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

(3) 参加要件③

「LINE Govtech Partner」に認定されていること、又は使用するシステムの開発元である事業者が同認定を受けていること。

7 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係(基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。)を有している。
- iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。(佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。)

(3) 欠格要件③

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者
- ii 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

8 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

9 提出書類

(1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙1「参加申請書」を提出してください。

提出期限は、令和8年5月8日(金)15時までとします。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

①佐世保市に業者登録がない方は、参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。(佐世保市に業者登録がある方は提出の必要はありません。)

i 設立後の経過期間を証明する証明書

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	申請日が属する年度の前年度の確定申告書類

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

法人	佐世保市発行の 「市税に滞納がない証明書」 及び	税務署発行の 「様式その3の3(法人税及び消費税及び 地方消費税に未納がない証明書)」
個人事業主	税務署発行の 「様式その3(消費税及び地方消費税に未 納がない証明書)」	税務署発行の 「様式その3の2(申告所得税及び消費税 及び地方消費税に未納がない証明書)」

②「LINE Govtech Partner」に認定されていることを証明する書類

10 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和8年5月13日(水)までに通知します。

11 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

- i 提案書の様式及び添付資料の綴り方等は別紙2のとおり。
- ii 提出期限は、令和8年5月25日(月)15時までとします。
- iii 持参又は郵送(配送記録があるもの)で提出してください。

12 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください。

辞退書提出期限:令和8年5月25日(月)15時まで

13 仕様書及び本通知への質問

- i 質問期間は公募開始日から令和8年4月28日(火)12時までに別紙「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。
- ii 回答方法は電子メールのみとし、電話での回答は行いません。
- iii 質問回答は、令和8年5月1日(金)までに参加申請書を提出された方全員に電子メールにより回答します。

14 プロポーザルに係る全体スケジュール

別紙3のとおり。

15 一次審査(書類審査)

提案者多数の場合は、次に掲げるとおり一次審査を実施する。

- (1) 提案者から提出された資料をもとに、本件業務の事業者選定審査委員会において一次審査を行う。
- (2) 一次審査では、提出された「仕様適合性確認表」及び「見積書」に基づく書類審査を行う。審査に際して、記載事項等の内容確認を行うため、Web会議等でのヒアリングを実施する場合がある。
- (3) 審査結果は、令和8年5月29日(金)までに、電子メールにて、一次審査合格又は不合格の結果について通知する。
- (4) 一次審査へ合格した場合に、二次審査の審査日程等の連絡を行うものとする。
- (5) 一次審査合格の通知を受けたものは、二次審査の参加資格があるものとする。
- (6) 全ての条件を満たす者であっても、一次審査の段階での上位3者程度(予定)までを二次審査に通過させるものとする。

16 二次審査(提案書及びプレゼンテーション審査)

次に掲げるとおり二次審査を実施する。

- (1) 一次審査合格の通知を受けた提案者は、下記の中からプレゼンテーション方式を選択する。
 - ①現地のみ
 - ②Web会議のみ
 - ③現地+Web会議のハイブリッド方式
- (2) 1者あたり45分以内で提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施予定。(提案者数等に応じて別途調整予定。)
- (3) 現地でのプレゼンテーションへの参加人数は原則5人までとします。
- (4) 提案事業者が1者の場合であっても審査を行い、審査会において可否を採決して事業者を決定する。ただし、適切な提案がない場合には、事業者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止する。
- (5) プレゼンテーションに関して、本市でモニター、HDMIケーブル(各1)及び電源を用意する。提案者は、資料が格納されたパソコン等を持参すること。また、デモンストレーション等に必要ネットワーク回線は、提案者側において用意すること。
- (6) プレゼンテーション当日、天変地異等不測の事態が発生した場合は、審査委員会の協議の上、後日プレゼンテーションの機会を設ける場合がある。

17 審査基準等

別紙4及び5のとおり。

18 受託候補者への通知

令和8年6月12日(金)までに電子メールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

19 最終提案書

受託予定者となられた方は佐世保市担当者との協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

20 契約の締結

最終提案書の提出日の翌日から起算して5日以内(土日祝日を除く)に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

21 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出日の翌日から起算して5日以内(土日祝日を除く)に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。
なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出日の翌日から起算して5日以内(土日祝日を除く)に下記の要件を満たすことを証明する書類(保険証書又は契約書の写し)を提出してください。

■ 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額(消費税及び地方消費税を含む。)の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等は行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

22 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

iii 参加申請書や提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

以上

佐世保市行政経営改革部DX推進課 担当者 濱田 TEL 0956-24-1111 内線 2701~4
